

令和5・6年度入札参加資格審査における主観的事項算定について

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第8条第1項第2号の主観的事項について、次のとおり定めるものとする。

1 本市発注の建設工事の工事成績

工事成績については、那覇市（法制契約課及び上下水道局総務課に限る。）発注の建設工事のうち、令和3年1月1日から令和4年12月末日まで（以下「対象期間」という。）に完成検査を受けたものを対象として、業種ごとに、第1表のとおり点数を付加するものとする。

なお、前回（令和3・4年度）登録業者で対象期間に受検実績がない業者については同表の工事成績の「普通」である場合の40点を付加するものとし、新規登録業者については点数を付加しないものとする。

第1表

工事成績	優秀			良好			普通		
	成績 \geq 90			90 $>$ 成績 \geq 75			75 $>$ 成績 \geq 60		
平均値	100	95	90	85	80	75	70	65	60
付加点数	100	92.5	85	77.5	70	62.5	55	47.5	40

※1 同一の業種で受検工事が2以上ある場合については、その平均値（小数点以下切り捨て）により工事成績を算定する。

※2 上記表にない工事成績の場合については、次の数式により付加点数を算定する。
(工事成績点数-60) \times 1.5 + 40

2 経営状況

経営状況については、対象期間において不渡りの発生及び銀行取引停止を受けた業者を対象とし、第2表のとおり点数を付加するものとする。

第2表

経営状況	不渡り	銀行取引停止
付加点数	-25	-50

3 指名停止の状況

指名停止については、対象期間において那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領第2条又は第3条の規定に基づき指名停止を受けた業者を対象とし、第3表のとおり点数を付加するものとする。

第3表

指名停止期間	1月以内	3月以内	6月以内	12月以内	24月以内
付加点数	-30	-35	-40	-45	-50

4 障がい者の雇用人数

障がい者の雇用人数については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく雇用義務のある一般事業主（法定雇用義務のある業者）及び障がい者の雇用に積極的に取り組んでいる業者（法定雇用義務がない業者）に対し、第4表又は第4-1表のとおり点数を付加するものとする。

第4表（法定雇用義務達成の一般事業主）

障がい者雇用	雇用義務達成の事業者	雇用義務未達成の事業者
付加点数	5	-10

第4-1表（法定雇用義務がない業者）

障がい者雇用	2人以下雇用	3人以上雇用
付加点数	5	10

5 技術者の雇用人数

技術者の雇用人数については、競争入札参加資格審査に係る基準日（以下「審査基準日」という。）において土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、造園工事業又は塗装工事業の各業種に係る技術者のそれぞれの人数により、第5表のとおり点数を付加するものとする。ただし、付加する点数は、50点を上限とする。

第5表

資格	1級技術者	2級技術者
付加点数	3	1

6 雇用の規模

雇用の規模については、令和5年7月1日現在における健康保険又は厚生年金保険等の被保険者数（後期高齢者も対象とする。）により、第6表のとおり点数を付加するものとする。

第6表

雇用の規模	1人～9人	10人～29人	30人以上
付加点数	10	20	30

7 ISO 認証取得及びエコアクション 21 の認証・登録

ISO 認証取得及びエコアクション 21 の認証・登録については、審査基準日における当該認証の取得・登録により、第 7 表のとおり点数を付加するものとする。ただし、付加する点数は、30 点を上限とする。

第 7 表

認証	ISO9000S	ISO14000S	エコアクション 21
付加点数	15	15	5

8 本店登記期間（個人の場合は、営業年数）

本店登記期間については、那覇市内における本店登記期間（個人の場合は、営業年数）により、第 8 表のとおり点数を付加するものとする。

第 8 表

市内本店等	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
付加点数	5	10	15

9 優秀建設工事表彰

優秀建設工事表彰については、直前 2 年度において那覇市優秀建設工事表彰を受けた業者を対象とし、受賞した業種ごとに第 9 表のとおり点数を付加するものとする。

ただし、同一業種について受賞が連続・重複する場合について付加する点数は、20 点を上限とする。

第 9 表

優秀建設工事表彰	直前 2 年度における受賞業者
付加点数	20

10 社会貢献

社会貢献については、那覇市とボランティア協定、災害時における応援協定等を締結している業者を対象とし、当該締結件数に応じ第 10 表のとおり点数を付加するものとする。ただし、第 10 表により付加する点数は、15 点を上限とする。

第 10 表

社会貢献	ボランティア協定	災害時における応援協定等
付加点数	10	5